

香川県広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する暫定措置規程をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第9号

香川県広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する暫定措置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和3年3月31日までの間の措置として、香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）第14条の規定に基づき、特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類等)

第2条 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額及び支給方法は、次の各号に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構成団体から派遣された職員の例による。

(1) 高松ブロック統括センター 高松市

(2) 広域送水管理センター 香川県

(雑則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。